

【実験計画申請書の作成要領(項目別注意点)】

①新規・変更・相談窓口

該当する項目にチェック(□を■に)して下さい。

はじめて実験計画書を申請する場合や、作成した計画書に不安がある場合には相談窓口を利用して下さい。相談窓口をチェックした場合には、動物実験委員による申請前チェックを受けることができます。この場合は担当委員より直接、打合せ日時等の詳細について問い合わせをいたします。打合せ後、修正した計画書を改めて事務局に申請して下さい。

②提出年月日

西暦で記入して下さい。

③研究課題

研究目的を端的に表す表題をつけて下さい。

④研究目的とその意義

直接的な目的だけでなく、1)その動物実験が必要な理由、2)他の方法で代替ができない理由、3)その動物実験の科学的・社会的意義等についても記載して下さい。その分野の専門家でなくても分かるよう、平易な文章で記載して下さい。専門用語や省略語の使用はできるだけ避け、やむを得ず使用する場合は説明をつけて下さい。

⑤動物実験責任者名

動物実験責任者についての各情報を記入して下さい。動物実験責任者とは、当該の動物実験について実質的な責任を持つ教員など(常勤の職員)であり、計画書の提出者です。動物実験責任者は、本学の提供する動物実験に関する教育訓練を受講済みの者でなければなりません。未受講の場合は、事前に受講することが必要です。E-mailは _____@_____.tottori-u.ac.jp のアンダーライン部を、連絡先 TELは内線番号を記入して下さい。

部局名欄には学部名、大学院名、学科名、講座・分野名等を省略しないで記入して下さい。

例1:○○学部○○学科○○学分野

例2:大学院○○系研究科○○専攻○○講座○○学分野

農学部の場合は「山口大学連合獣医学研究科」

例3:医学部附属病院○○科

農学部附属動物医療センター○○学

⑥動物実験実施者名

動物実験責任者名も実施者名欄に記入して下さい。

動物実験実施者が6名を越える場合は別紙(様式自由)に必要な事項を記入し提出して下さい。

学生の場合の連絡先は指導教員の内線番号を記入して下さい。

⑦実験実施期間

実験実施期間は、承認日より最長3年までとし、日付を西暦で記入して下さい。

⑧飼養保管施設及び実験室

使用する飼養保管施設名、および実験室名を記入して下さい。飼養保管施設、動物実験室の詳細については[設置承認リスト](#)をご覧ください。

⑨使用動物

動物種欄には、和名をカタカナで記入して下さい。和名がない場合は、ラテン名を記入し、備考欄に分類群(綱、目、科)を記入して下さい。

動物数は、実験計画に基づき使用する匹数を記入して下さい。

ブリーダーからの購入、他施設からの搬入だけでなく、本学施設内で繁殖して使用する動物数も別途記入が必要です(詳細については Q&A の1. 計画書および報告書作成時の記入項目について 5)「使用動物について」の項を参考にして下さい)。微生物学的品質は、「SPF」「コンベンショナル」「その他」のいずれかで記入して下さい。

使用動物種の組み合わせについては、実験処置が同じで複数種の動物を使用する必要のある実験計画は1件の計画書にまとめて申請して下さい。ただし、実験処置が動物種によって異なる場合は、別々に申請が必要です。

⑩研究計画と方法

相当する概要項目に印(□を■に)をつけ、実験方法および動物に加える処置を欄内の注意書きに従って記入して下さい。実験全体で使用する動物の算出根拠については、⑨使用動物の匹数との整合性に注意して記入して下さい。

動物の苦痛軽減、排除の方法欄で「4」にチェックされた場合は、人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)についても記載して下さい(人道的エンドポイントの詳細は Q&A の1. 計画書および報告書作成時の記入項目について 6)想定される苦痛のカテゴリーと苦痛軽減に関しての Q7、2. 動物実験実施における Q&A 1)実験動物の苦痛軽減で、Q3, 5~10の項を参考にして下さい)。

麻酔や安楽死処置にケタミン(商品名:ケタラール)を使用する際は、麻薬研究者免許証(該当する計画書の責任者及び実施者のうち、いずれか1名が取得していればよい)のコピーを提出して下さい。

遺伝子改変マウスを利用する計画書では、使用する遺伝子改変マウスについても記載して下さい。

⑪特殊実験区分

計画されている実験がいずれかに該当する場合に印(□を■に)をして下さい。
複数に該当する場合には、その全てに印(□を■に)を入れて下さい。
感染実験で安全度分類がBSL2 およびBSL3 の場合には、実験実施上の注意事項や動物屍体を含む廃棄物の処理方法についても記載して下さい。
遺伝子組換え動物使用実験は、承認番号を記載して下さい。
発癌物質、重金属等の有害物質を動物の生体に使用する実験は、使用に際する注意点や廃棄処理の方法についても記載して下さい。

⑫動物実験の種類、動物実験を必要とする理由

該当する項目に印(□を■に)を入れて下さい。

⑬想定される苦痛のカテゴリー

該当する項目に印(□を■に)を入れて下さい。
詳細に関しては、国動協の「[動物実験処置の苦痛分類に関する解説](#)」をご覧ください。
カテゴリーAは、生物個体を用いない実験、あるいは植物、細菌、原虫、または無脊椎動物を用いた実験ですので、本計画書の対象外です。カテゴリーDに属すると判断される実験については、苦痛の軽減を考慮したより慎重な実験計画を作成し、実験遂行の科学的根拠(代替法ではなく実験動物を用いなければ科学的目標を達成できない理由)を記載して下さい。カテゴリーEに属すると判断される実験については、実験遂行の科学的根拠(代替法ではなく実験動物を用いなければ科学的目標を達成できない理由)を記載し、この計画書に加えて、「動物実験計画詳細説明書」(様式自由)を提出して下さい。カテゴリーの判断基準は、動物に麻酔等の処置を施した後の痛みを想定して決定して下さい。

⑭動物の苦痛軽減、排除の方法

該当する項目すべてに印(□を■に)を入れて下さい。

「4」にチェックされた場合は、人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の詳細について研究計画と方法欄に記載して下さい(詳細はQ&Aの1. 計画書および報告書作成時の記入項目について 6) 想定される苦痛のカテゴリーと苦痛軽減に関しての Q7、2. 動物実験実施における Q&A 1) 実験動物の苦痛軽減で、Q3, 5~10の項を参考にして下さい)。

麻酔薬や鎮痛剤を使用する場合には薬剤名、投与量(mg/Kg)、投与経路を記入して下さい。また、実験計画と方法の項目にエーテル(ジエチルエーテル)による吸入麻酔は、鎮痛作用が乏しい、気道刺激とそれにとまらぬ気道分泌物過剰および喉頭痙攣などの副作用があることなどから、現在では麻酔薬としては不適切とされています。動物実験実施におけるQ&Aで、「3) 実験動物の麻酔」を参考にして下さい。ケタミン(商品名:ケタラール)を使用する際は、麻薬研究者免許証(実験責任者および実施者のうち、いずれか1名が取得)のコピーを提出して下さい。

「5」にチェックされた場合は、具体的な方法を()内に記入して下さい。

⑮安楽死の方法

該当する項目に印(□を■に)を入れて下さい。必要に応じて()内に記入して下さい。なお、エーテルは引火性・爆発性があり、人体にも有害なためできる限り代替の方法を選択して下さい。代替の方法がなくエーテルを利用しなくてはならない場合は、ドラフト内で使用し、処置後はガスを完全に揮発させた後、死体を梱包するなど、取り扱いには厳重に注意して下さい。

ケタミン(商品名:ケタラール)を使用する際は、麻薬研究者免許証(実験責任者および実施者のうち、いずれか1名が取得)のコピーを提出して下さい。

⑯動物死体の処理方法

該当する項目に印(□を■に)を入れて下さい。その他の場合は()内に処理方法の詳細を記入して下さい。

⑰その他特記事項

必要に応じて記入して下さい。

⑱実験内容等の変更・追加について

変更・追加の内容が、研究課題、研究目的とその意義、実験責任者、使用動物種、研究計画と方法等に係わる場合は、計画書を新たに提出して下さい。

米子地区の場合、計画書に記載されていない遺伝子改変動物の追加については、計画書を提出して審査を受けて下さい(関連する遺伝子組換え実験計画書の変更申請も必要です)。ただし、科学的、論理的根拠があり、承認された研究目的内の研究を遂行するための微細な変更については、この限りではありません(必要に応じて各地区委員あるいは地区委員長に相談して下さい)。

承認されている遺伝子改変動物を交配した遺伝子改変動物を作製して使用する場合は、「研究計画と方法」および「研究目的とその意義」に記載されている内容に即した微細な変更に関し変更・追加申請書で認められますが、承認された研究内容を逸脱する場合は計画書を新たに提出して審査を受けて下さい。

変更・追加の内容が、使用動物数、実験実施者、実験実施期間、飼養保管施設、実験室等の場合は、「動物実験計画(変更・追加)承認申請書」に、計画書の承認番号、変更・追加事項、変更・追加の理由等を記載して動物実験委員会事務局(内線6472、Email:segrc2@med.tottori-u.ac.jp)へ提出して下さい。ただし、下記の事項に注意して下さい。

- ・ 使用動物数:追加する場合は、元の使用予定数の0.5倍までとする。それ以上の場合は、変更あるいは新規として計画書の申請手続きをする。ただし、元の使用予定数が数十匹以下で少数の場合は、この限りでない。
- ・ 実験実施期間:承認された計画書の実施機関と合計して、最長3年以内の場合、

変更・追加で期間の延長ができる。追加により3年以上となる場合は、計画書を新たに提出する。

- 飼養保管施設の追加の場合、該当の飼養保管施設は、設置承認を取得済みであること(ただし、米子地区では計画書とのリンクが必要なため、設置変更届で、当該計画書がリンクする旨を申請しておくこと)。
- 実験室の追加の場合、該当の実験室は、設置承認を取得済みであり、かつ計画書の有効期間と設置承認の有効期間が整合していること。

⑱実験計画申請書の変更について

研究目的とその意義欄の冒頭に、「本研究は(◇◇-T(Y)-**)の変更である」と記載し、変更内容の要約を箇条書きで明記して下さい。

⑳報告書類の提出について

- i) 年次報告書:継続中であっても毎年度末に必ず提出が必要です。
- ii) 終了報告書:最終終了時に必ず提出が必要です。